

4600008

52098

名古屋市中区栄2-1-10 伏見フジ
ビル8階

一般社団法人
愛知ビルメンテナンス協会

代表者 殿

愛労発基 1219 第6号
令和7年12月19日



愛知労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関し、これまで労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の4第1項の規定に基づき届出のあった化学物質及び同条同項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、変異原性試験等の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を学識経験者から得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（別添1）に基づき、適切なばく露防止等の措置を講ずるよう関係事業者等へ要請しているところです。

この度、令和6年12月から令和7年9月までの間に公表された新規化学物質556物質（※）のうち、新たに15の届出物質（別紙参照）が当該指針の対象物質に追加されることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願い申し上げます。

（※）① 新規化学物質の名称の公表については、労働安全衛生規則第34条の14の改正（令和6年7月1日施行）により、「官報に掲載」する方法から「インターネットの利用その他の適切な方法」に変更されています。

② このため、令和6年12月27日、令和7年3月27日、同年6月27日及び同年9月26日に追加された556物質は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」へ掲載されています。